

「経済危機対策」における税制上の措置が講じられました・・・租税特別措置法の一部を改正

「百年に一度の経済危機」と言われる最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から租税特別措置法の一部が改正され、贈与税・法人税に係るものの一部が改正されました。

住宅取得等のための金銭贈与に係る贈与税の時限的軽減措置

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に、直系尊属から居住用家屋の取得等に充てるために金銭の贈与を受けた場合で一定の要件を満たすときには、500 万まで贈与税を課さないこととされました。

① 暦年課税の場合

〈従来〉		〈改正後〉
基礎控除		基礎控除+非課税枠 (500 万)
110 万	→	610 万

② 相続時精算課税の場合

〈従来〉		〈改正後〉
特別控除(住宅特例含む)	→	特別控除+非課税枠 (500 万)
3500 万		4000 万

(注) 適用対象となる住宅取得等の範囲は現行の住宅資金に係る相続時精算課税の特例と同様に、居住用家屋と同時に取得する敷地及び居住用家屋の増改築を含みます。

中小企業の交際費課税の軽減

資本金又は出資金が 1 億円以下の法人 (中小法人) に係る交際費課税について、平成 21 年 4 月 1 日以後終了する事業年度から定額控除限度額を下記のように上げられました。

〈従来〉		〈改正後〉
年 400 万円	→	年 600 万円

研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から下記のようになりました。

- ① 平成 21、22 年度において税額控除ができる限度額が、当期の法人税額の 20% から 30% に引き上げられました。
- ② 平成 21、22 年度に生じる税額控除限度超過額について、平成 23 年度、24 年度において税額控除において税額控除の対象とすることが可能となりました。